

「生活環境中の農薬ばく露から子どもの健康を守る 条例」(仮称)の制定をめざして——キックオフミーティング開催

代表 中下裕子

「農薬から子どもをまもる キックオフミーティング」開催

去る2017(平成29)年11月30日、参議院議員会館で、「生活環境中の農薬ばく露から子どもの健康を守る条例」準備会(以下、準備会)主催による「農薬から子どもをまもるキックオフミーティング」が開催されましたので、その趣旨、内容を紹介いたします。

周知のとおり、子どもの農薬ばく露については、急性中毒のリスク、慢性影響のおそれのほか、生命の初期における農薬ばく露と、小児がん、認識機能の低下、行動障害との関連を示す疫学的証拠が次々と報告されています。これを受けて、2012年12月、米国小児科学会は、「子どもの農薬ばく露は可能な限り削減されるべきである」との警告を発しています(本誌78号15頁参照)。

このような懸念を証するかのように、日本でも、行動障害、自閉症スペクトラム症候群などの発達障害児が増加しており、その原因として環境化学物質の影響が指摘されています(本誌103号2頁、4頁)。にもかかわらず、国では、その原因の究明に着手しておらず、米国小児科学会の警告に対応する政策もほとんど講じられていないのが実情です。

そこで、国民会議では、足元の地域から、子どもの農薬ばく露削減を進めるために、問題意識を共有するNGOと共に、農薬から子どもを守る条例制定のための「準備会」を

結成し、その第1回目の学習会(キックオフミーティング)を開催したものです。当日は、大河原雅子衆議院議員(立憲民主党)の参加も得て、以下のようなスピーカーのお話のあと、活発な意見交換が行われました。

- 1 農水省の農薬取締法改定方針の問題点(辻万千子さん 反農薬東京グループ)
- 2 東京都受動喫煙防止条例の制定過程(岡本光樹さん 東京都議会議員・弁護士 昨年10月に成立した「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」制定の中心メンバー)
- 3 条例案の概要の提案(中下裕子)

東京都 「化学物質の子どもガイドライン」

東京都では、前述の大河原雅子さん(都議会議員時代)らが中心となって、「化学物質の子どもガイドライン」が策定されており、その「殺虫剤樹木散布編」(2004年)は、子どもの身近な環境における殺虫剤の影響を減らすために、子どもが多く利用する施設(学校、幼稚園、保育園、児童遊園など)の管理者や害虫防除事業者に対し、殺虫剤使用に関する基本方針の策定・周知、散布前の十分な情報通知、散布によるばく露の防止措置の実施、殺虫剤を使用しない害虫防除の奨励など、取り組むべき内容を具体的に示しています。

農水省・環境省通知「住宅地等における農薬使用について」

国(農水省、環境省)においても、「学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地(市民農園、家庭菜園を含む)及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である」として、「住宅地等における農薬使用について」と題する通知を平成25年4月26日付で発出しています。このような通知は平成15年から発出されていますが、その趣旨が徹底されていないとして、内容を強化して発出が重ねられているのです。

その内容は、①学校等の施設の植栽や街路樹、住宅地に近接する森林等の病虫害防除の場合、及び②住宅地周辺の農地における病虫害防除の場合の遵守事項として、定期的散布の禁止、農薬によらない防除方法の推奨、周辺住民への事前通知、化学物質に敏感な住民への配慮、通学路がある場合の特別の配慮(散布時間帯、学校・保護者等への周知など)、ばく露防止措置の実施、散布記録の保管、相談への適切な対処等を定めたものです。

条例の制定に向けての 取り組み

これらのガイドラインや通知は、

その内容には評価される点が多いのですが、残念ながら法的拘束力がないガイドラインや通知にとどまっていることから、その遵守が徹底されていないという大きな問題があります。

その一例が、昨年9月14日に埼玉県加須市の小学校で起きました。授業中に有機リン系農薬のディプレックス乳剤を学校内の植栽に散布したため、4年生（10歳）の児童6名が、のどの痛み、咳、手のしびれなどの症状を訴えて病院に搬送されたのです。これは氷山の一角で、またどこでこのような遵守事項違反事件が起きても、決して不思議ではないというのが実情です。

そこで、私たちは、ガイドラインや通知よりも効力があると同時に、より周知徹底が図られやすい「条例」を制定することを、各自治体に提言していくことにしました。そして、オリンピックのホストシティとして、国に先駆けて「子どもを受動喫煙から守る条例」を制定した東京都に対して、タバコだけでなく、子どもの農薬受動ばく露の防止・削減にも取り組むトップランナーとして、本条例を制定するように、多くのNGO等が力を合わせて働きかけることを提案しています。

東京都でこのような条例が制定されれば、近隣自治体をはじめ、全国の自治体にも波及し、各地で子どもの農薬ばく露防止条例の制定が相次ぎ、やがては国も対策の抜本的強化を余儀なくされるに違いありません。

条例案の概要

前述のキックオフミーティングで国民会議が提案した条例案の骨子は下記のとおりです。但し、この案は、あくまでも「たたき台」にすぎま

せん。今後、多くの皆さんからご意見をいただいてより良いものに練り上げるとともに、一日も早く条例が制定されますよう、働きかけをしてまいりたいと思っております。皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

◆条例案の骨子（概要）

- (1) 目的 略
- (2) 基本理念
 - ①生活環境中での殺生物剤の使用は必要最小限としなければならないこと
 - ②物理的防除や樹種の変更等の殺生物剤の使用以外の方法を優先すること
 - ③やむを得ず殺生物剤を使用する場合には、事前に通知するなどしてできる限り殺生物剤のばく露を避けるようにすること
- (3) 遵守事項等（抜粋）
 - ①学校、保育所・幼稚園、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等の病虫害防除・除草にあたっての遵守事項
 - ・施設管理者による基本方針の策定、定期的散布の禁止
 - ・物理的防除の優先、散布以外の方法の活用
 - ・やむを得ず殺生物剤を散布する場合、最小限の散布、人の健康への影響が小さい殺生物剤の選択
 - ・「現地混用」の禁止、風向き、天候、散布時間帯、ノズルの向き等への注意
 - ・周辺住民への事前周知
 - ・化学物質に敏感な住民への配慮
 - ・通学路がある場合の特別配慮（散布時間帯、学校・保護者等への周知）
 - ・立看板の設置、立入制限範囲の設定等、関係者以外の立入制限措置の実施
 - ・散布記録の作成、公表
 - ②住宅地周辺の農地における病虫害防除・除草にあたっての遵守事項
 - ・総合的病虫害防除（IPM）の実践
 - ・①と同様の措置の実施
 - ③公共交通機関および特定建築物における殺生物剤使用にあたっての遵守事項
 - ・事業者・管理者による基本方針の策定、公表
 - ・効果が証明できない殺生物剤の使用禁止
 - ・物理的防除方法を組み合わせ、必要以上の殺生物剤を使用しないこと
 - ・使用場所の事前・事後の周知と使用記録の保存
 - ④家庭における殺生物剤使用の削減の努力義務 略
- (4) 啓発・教育
 - ・都民に対する殺生物剤の有害性や代替手段、必要最低限の利用にとどめるための知識等の普及・啓発
- (5) 推進体制の整備
 - ・都民、区市町村および関係機関等と連携、協力して、必要な施策を推進するための体制の整備
- (6) 実効性確保の措置
 - ・遵守事項違反事業者等に対し、遵守勧告を行い、なお違反が続く場合は事業者名等の公表の制裁実施

公共施設での殺虫剤・化学物質使用の削減について

——佐倉市・千葉県等での取り組み

千葉県佐倉市市議会議員 伊藤とし子

2007年より毎年化学物質過敏症（以下、CS）問題を議会質問で取り上げてきました。

きっかけは市民相談でした。その方は農薬の空中散布後数日たってから呼吸困難に陥り入院。退院後、北里研究所病院の検査と状況から農薬系が原因であろうと判断。その後、街路樹への殺虫剤散布にも反応するようになった、ということでした。

農薬・殺虫剤使用状況調査

手始めに過去5年間の公共施設での「農薬・殺虫剤使用状況調査」を実施。調査項目は「散布日付、場所、生息調査・物理的防除の有

無、商品名、成分、有機リンなどの系統、原液使用量、希釈倍率、周知の有無・期間・方法」です。

結果は定期散布が行われ、学校や幼稚園などでは室内外に有機リン系殺虫剤を散布、学校トイレに発がん性のあるトイレボール使用など。あろうことか1日しか休園日がない保育園で噴霧式家庭用殺虫剤を使用したり、室内やおもちゃを日常的に殺菌消毒剤で消毒するなど、様々な問題が判明しました。

08年「公共施設における総合防除指針」を策定中だった岐阜市を視察。早速、佐倉市でも策定するよう議会質問で求めました。

佐倉市の総合防除対応

その後、佐倉市は「市有施設における農薬、殺虫剤等の薬剤使用に関する基本指針」を策定。

内容は、農薬・殺虫剤が有害であること、化学物質も子ども・妊婦だけでなく過敏な人にも有害である、と明記し、総合防除の考え方に基づき、①病虫害等が発生しにくい環境づくり、②生息状況調査、③病虫害が発生しても、薬剤に頼らない方法を定めた施設ごとのマニュアル策定、指針を周知させるための研修を盛り込んでいます。

11年4月より総合防除による公共施設の管理が始まりました。

毎年の検証がカギ

この「基本指針」が遵守されているかを毎年「農薬・殺虫剤・化学物質使用状況調査」で検証し、議会質問で問題点を指摘してきました。

担当である「資産管理経営室」は毎年、教育委員会も含め全庁的に「基本指針」と「マニュアル」の説明会を行い、きちんと管理するようにルール徹底を図っています。また、指定管理者等との契約時に仕様書に総合防除での管理を明記しています。

それでも、いまだにトイレに芳香剤が置いてあったり、植栽にディフレックスが、室内にスミチオンが撒かれたり、と驚くことが起こりま

香料に関する
ご配慮をお願いします。

香料等に含まれる物質が原因で、アレルギー症状や喘息などを誘発される方がいます。
香料等の使用については、ご配慮いただきますようお願い致します。

★化学物質過敏症をご存じですか？★
香料などに含まれるほんのわずかな量の化学物質に接しただけで、体調に異変をきたすものです。
発症などのメカニズムについては未だ解明されていない部分があります。

佐倉市

写真1 | 佐倉市の香料自粛ポスター

写真2 | 「生活環境を健康にする会」の会議

毎月の定例会で、少しでも住みやすくなれたらとメンバーが住んでいる自治体への要望内容をまとめています。



す。根気よく毎年検証し、問題点の改善を求めることは欠かせません。

保育園感染症対策マニュアル

調査により保育園での殺菌消毒剤の年間使用量が大変多いことが判明。園児・職員の健康被害の危険性を指摘してきました。

市は11年7月に「保育園感染症対策マニュアル」を策定しました。その内容は「床は掃除機をかけ、水ぶきのみ。おもちゃは洗えるものは流水で洗って自然乾燥、日光消毒を行う。洗えないものは、汚れをふき取った上で乾燥させる。ノロウイルス等感染症発生時に嘔吐物やふん便が床やおもちゃなどにかかった場合は、殺菌の点から次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を行う」というもので、一安心です。

無農薬での芝生管理を

千葉県はゴルフ場の芝草を無農薬で管理するため、04年「芝草の総合管理マニュアル」を策定しました。

佐倉市の運動公園の指定管理者は「千葉県まちづくり公社」ですが、除草剤、殺菌剤、殺虫剤で管理しているため、無農薬管理のノウハウを活かすよう提案してきました。ところがマニュアルの存在が共有されていないことが判明。宝の持ち腐れを指摘し、活用することを求めました。

「生活環境を健康にする会」の活動

CS患者と支援者の活動団体「生活環境を健康にする会」は10年から活動をスタート。目的は「CS患者が住みやすい環境を実現することは、未来世代の子どもを含めたすべての人々の健康が守られること。そういう社会を実現したい」というものです。

千葉県や会員の居住する自治体の「農薬・殺虫剤・化学物質使用状況調査」を県議・市議と共に実施。メンバーの環境アレルギーアドバイザーが薬剤名から人体への影響を調べた上で、行政へ申し入れを行い、その上で、農水省・環境省の「住宅地等における農薬使用について」や厚労省の「建築物における維持管理マニュアル」、環境省の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」の遵守を求めています。

千葉県の状況

千葉県には10年から毎年調査をかけ、14年からは調査後問題点を抽出して、県議と共に担当課ごとに面談を行ってきました。当初、国の通知もマニュアルの存在も知られていない状況でしたが、毎年の働きかけで、薬剤使用は減少してきました。しかし、乳児院や特別養護施設など子どもたちの居住施設で殺虫

剤が使用されているなどの問題があります。

昨年の面談ではうれしいことに、複数の担当者から前向きな答弁がありました。今年度の調査結果が楽しみです。

毎年の調査と改善要望で一歩ずつ

「農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用についての基本指針」は千葉市・佐倉市・船橋市・柏市・野田市で策定しています。しかし、千葉市、船橋市の内容はあくまでも「適正使用」であり、散布を前提にしています。特に船橋市では施設長の判断でどのような薬剤でも散布することができます。昨年の調査では、生息調査をして問題がないにもかかわらず散布していることが判明。「指針」は有効な手段ですが、内容次第では総合防除管理の足を引っ張ります。

八千代市の場合は、指針がなくても、毎年薬剤調査を行い、HPで公表し、公園の無農薬管理をしています。

行政の担当者が「住宅地通知」を熟知し、遵守する姿勢があれば総合防除での管理は可能です。

毎年の調査と分析により問題点を明らかにして改善を求めていく活動は、着実に成果をあげてきたと確信しています。